

令和 6 年度

P T A 総 会 資 料



日 時	令和 6 年 4 月 2 6 日 (金)
	1 5 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0
場 所	酒井根中学校体育館

柏市立酒井根中学校

総 会 次 第

- 1 . 資 格 確 認
- 2 . 開 会 の こ と ば
- 3 . 会 長 挨 拶 、 旧 役 員 ・ 運 営 委 員 紹 介
- 4 . 学 校 長 挨 拶 、 職 員 紹 介
- 5 . 議 長 選 出
- 6 . 書 記 任 命
- 7 . 議 事
 - (1) 令 和 5 年 度 活 動 報 告
 - (2) 令 和 5 年 度 決 算 報 告
 - (3) 令 和 5 年 度 会 計 監 査 報 告
 - (4) 令 和 6 年 度 役 員 選 出 並 び に 承 認
 - (5) 令 和 6 年 度 活 動 計 画 案
 - (6) 令 和 6 年 度 予 算 案
 - (7) 議 長 解 任
- 8 . 新 役 員 ・ 運 営 委 員 紹 介 並 び に 挨 拶
- 9 . 閉 会 の こ と ば

本 部 活 動 報 告

月	日	活 動 報 告
4	28	P T A 総会・本部役員顔合わせ・引継ぎ
5	12	第 1 回運営委員会・役員会
	18	柏市 P T A 総会・広報紙表彰式 出席
6	23	臨時役員会
7	7	第 2 回運営委員会・役員会
9	1	第 3 回運営委員会・役員会
10	5	中間会計監査
	13	本部会（合唱コンクール打ち合わせ）
	26	合唱コンクール（受付・誘導・見回り）
	28	日本 P T A 関東ブロック大会参加
	31	四校連絡協議会参加
11	2	体育祭（見回り・案内）
	17	第 4 回運営委員会・役員会
12	20	新入生保護者説明会用資料作成
1	12	第 5 回運営委員会・役員会
	19	新入生保護者説明会用資料配信
3	1	第 6 回運営委員会・役員会
	26	年度末会計監査・給食監査、新年度役員選出（2、3 年）
4	4～ 10	総会資料印刷～綴じ込み、新年度役員選出（1 年）
	19	新役員打ち合わせ（予定）

推 薦 委 員 会 活 動 報 告

月	日	活動報告	活動内容
9	1	第1回推薦委員会	推薦委員会発足・委員長・副委員長決め
10	6	手紙配布	「推薦委員会発足のお知らせと お願い」手紙配布
11	17	第2回推薦委員会	役員候補者の選出・検討
1	12	第3回推薦委員会	役員候補者の決定・選出・検討
3	1	事務作業	役員候補者の決定・承諾書

1 学年委員会年間活動報告

活動の重点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	21	新役員打ち合わせ	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ、引継ぎ
	27	学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
	28	PTA 総会	出席
5	2	制服リユース	全学年制服リユース提供案内 配信
	9~12	制服リユース	全学年制服リユース提供
7	10	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	14	制服リユース	リユース回収
9	1	学年委員会	先生方と林間学校打ち合わせ
10	26	合唱コンクール	誘導手伝い
12	13	学年委員会	先生方と修学旅行打ち合わせ
3	7	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	22	制服リユース	リユース回収

2 学 年 委 員 会 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-----------	--

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	21	新役員打ち合わせ	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ、引継ぎ
	28	PTA 総会	出席
5	2	制服リユース	全学年制服リユース提供案内 配信
	9～11	制服リユース	全学年制服リユース提供
	17	学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
7	10	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	14	制服リユース	リユース回収
11	14	学年委員会	学年の先生方と修学旅行打合せ
3	7	制服リユース	全学年制服リユース回収案内 配信
	22	制服リユース	リユース回収

3 学年委員会年間活動報告

活動の重点	先生方と保護者との連携を深め、子どもたちの学校生活がより安全で有意義なものになるように協力する。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	14	新役員打ち合わせ	学年委員長・副委員長選出・顔合わせ、引継ぎ
	28	PTA 総会	総会出席
		学年委員会	学年の先生方との顔合わせ
5	9～11	制服リユース	リユース提供
7	14	制服リユース	リユース回収
11	27	制服リユース	在庫・サイズ確認、ロッカー片付け
1	10～	卒業対策委員会	卒対費について話し合い
	15	卒業対策委員会	コサージュ発注
3	5	卒業対策委員会	卒業式花束発注
	6	卒業対策委員会	卒業対策費会計監査
	10	卒業式	卒業対策費会計報告・承認
	22	学年委員会	制服リユース回収ボックス設置

広 報 部 年 間 活 動 報 告

活 動 の 重 点	広報誌を通して、おもに生徒達や PTA の活動を紹介する。
-----------	-------------------------------

月	日	活 動 報 告	活 動 内 容
4	21	新役員顔合わせ	新役員打ち合わせ、部長・副部長決め、引継ぎ 3年のみ分科会（構成・ページ担当決め）
	21	業者打ち合わせ	ミカタ担当者とスケジュール打ち合わせ
	28	P T A総会	P T A総会
	30	1学期広報誌	オンライン打ち合わせ
5	6	打ち合わせ	ミカタ担当者と打ち合わせ
	2～19	1学期広報誌制作	先生への原稿依頼、撮影、原稿執筆
	23	入稿	ミカタへ入稿
6	2～28	初校チェック	初校チェック～修正作業
7	10	納品	「境嶺」第139号 納品～検品
	20	1学期広報誌 発行	「境嶺」第139号
10	～25	2学期広報誌制作	原稿整理後、ミカタへ入稿
	26	合唱コンクール	撮影
11	2	体育祭	撮影
11	9～ 12/3	初校チェック	初校チェック～修正作業
12	13	納品	「境嶺」第140号 納品～検品
	22	2学期広報誌 発行	「境嶺」第140号
	～31	3学期広報誌 制作	原稿整理後、ミカタへ入稿
1	17～ 2/11	初校チェック	初校チェック～修正作業
2	21	納品	「境嶺」第141号 納品～検品
3	8	3学期広報誌 発行	「境嶺」第141号

厚生体育部年間活動報告

活動の重点	スポーツを通してPTA会員の交流を図る。 花造りを通して校内美化に努める。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	21	新役員打ち合わせ	部長・副部長決め・引継ぎ
	25	手紙作成・配信	バレーボールメンバー募集
	28	P T A総会	総会出席
		部会	岡田造園に挨拶、スケジュール相談
5	1~3	部会	
	15	バレーボール発足式	P T Aバレーボール部 顔合わせ
	27	花植え打ち合わせ	岡田造園にて打ち合わせ
6	5	バレーボール	大会参加申し込み(酒井根小と合同チーム)
	9	花壇手入れ	除草および花植え実施
	26	キャプテン会議	P T Aバレーボールキャプテン会議出席
	30	手紙作成	バレーボール、水やり
7	29	P T Aバレーボール	P T Aバレーボール大会
7/21~8/31		夏休み水やり・除草	花壇・プランターに水やり、除草
10	24	花壇手入れ	花壇植え替え、除草
11	13	パンジー納品	つくし特別支援学校のパンジー納品
3	1	手紙作成	バレーボールメンバー募集
	1	花壇手入れ	花の植え替え実施
4	5	手紙配布	バレーボールメンバー募集
	10	新入生 手紙配布	バレーボールメンバー募集

校外生活部年間活動報告

活動の重点	校外パトロールや「こども110」活動の推進を通して、子どもたちや地域環境の安全に努める。 学校行事のパトロールをし、その円滑な運営に協力する。
-------	--

月	日	活動報告	活動内容
4	14	新役員打ち合わせ	部長・副部長決め、引継ぎ
	28	P T A総会	P T A総会出席
5	25	第2回部会	パトロールについて打ち合わせ
6	14	第3回部会	パトロールのルール作り、ステッカー手紙作成
7	5	第4回部会	ステッカー作成・配布、パトロール日程調整
	15～31	パトロール	(夏祭り) 15日松野台／22、23日酒井根、南増尾、西山／29日酒井根東 (見回り) 25～31日地区別パトロール
8	5～28	パトロール	(夏祭り) 5日中原／26、27日光ヶ丘、東山 (見回り) 8～28日地区別パトロール
11	2	体育祭	駐輪場整備手伝い

少年補導委員年間活動報告

活動の重点	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の非行防止 ・有害環境の浄化等を目的としたパトロール ・柏駅周辺街頭補導（2ヶ月に1回） ・地区パトロール（月に1～2回）
-------	--

月	日	活動報告
4	22	補導委員連絡協議会総会 出席
	27	地区パトロール
	28	PTA 総会、補導委員名簿提出（地区長）
5	20	第1回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	26	第1回学警連小中高情報交換会 出席（地区長）／地区パトロール
6	23	県補連代議員総会／地区パトロール
7	1	第2回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	15	松野台祭り、南部祭りパトロール
	22、23	酒井根祭り、西山祭りパトロール
	28	県下一斉合同パトロール
	29	酒井根東祭りパトロール
8	5	中原祭りパトロール
	26	第3回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	26、27	東山祭り、光ヶ丘団地祭りパトロール
9	15	地区パトロール
	30	千葉県少年補導員大会 出席
10	14	一日補導キャンペーン（安心安全まちづくりキャンペーン表彰式、街頭補導）
	20	地区パトロール
	26	合唱コンクール（柏駅東口 生徒誘導）

11	1	体育祭前日パトロール
	2	体育祭特別補導
	6	第4回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	16	広域列車補導
12	21	地区パトロール
1	5	年末年始地区特別補導（地区パトロール）
	6	第5回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	12	第2回学警連小中高情報交換会 出席（地区長）
	27	柏市補導委員会研修会 出席
2	4	地区ミーティング、地区パトロール
2	18	県補連東葛ブロック研修会 出席
3	2	第6回柏市少年補導委員連絡協議会運営委員会出席（地区長）
	8	卒業式特別補導、地区パトロール

青少年健全育成推進協議会年間活動報告

月	日	活動報告	活動内容
5	17	第1回音楽の集い代表者会議出席	
	20	第1回定例会出席	音楽の集いについて話し合い
6	10	第2回定例会出席	音楽の集いについて話し合い
7	8	第3回定例会出席	音楽の集い関連、地域夏祭り開催日確認
9	9	第4回定例会出席	音楽の集いパンフレット作成・配布
10	11	第2回音楽の集い代表者会議出席	
	14	第5回定例会出席	音楽の集い役割分担決め
11	3	音楽の集い	誘導・案内・進行・プレゼント配布
1	13	第6回定例会出席	音楽の集い反省
3	2	第7回定例会出席	辞校式贈呈品について
4	13	第8回定例会出席	総会準備

令和5年度 酒井根中学校PTA会費決算報告書

1.収入の部

(単位:円)

項目	予算額	実収入金額	備考
保護者会費	2,587,200	2,506,700	350円×世帯数×12か月
教員会費	168,000	159,600	350円×教員数(35人)×12か月
繰越金	474,855	474,855	
生徒活動奨励費積立金より	0	857,379	予算不足分
雑収入	0	0	利息他
合計	3,230,055	3,998,534	

2.支出の部

(単位:円)

	No	項目	予算額	支出額	残高	摘要
運 営 費	1	消耗品費	70,000	0	70,000	事務用品、備品等
	2	出張交通費	30,000	1,000	29,000	研修会等の参加交通費
	3	慶弔費	80,000	33,000	47,000	見舞い、慶弔、餞別等
	4	渉外費	80,000	11,500	68,500	対外行事参加費
	5	負担金	100,000	83,820	16,180	市P連負担金
	6	傷害保険料	90,000	65,935	24,065	団体傷害保険料
	7	周年事業費	100,000	100,000	0	創立・周年事業の積立
	8	事務運営費	100,000	100,000	0	印刷紙・トナー・印刷機保守点検
		小計	650,000	395,255	254,745	
活 動 費	9	研修費	10,000	0	10,000	対外行事研修会参加費等
	10	学年委員会費	15,000	0	15,000	学年活動費
	11	広報部費	380,000	343,078	36,922	広報誌発行等の活動費
	13	厚生体育部費	185,000	113,895	71,105	スポーツ大会等の活動費、種苗・花壇整備等の美化活動
	14	校外生活部費	10,000	0	10,000	校外補導等の活動費
		小計	600,000	456,973	143,027	
協 力 費	15	生徒活動奨励費	1,770,000	2,627,379	△ 857,379	部活動の各種大会参加費等の補助、総合的学習への助成
	16	行事協力費	100,000	90,768	9,232	学校行事補助(卒入学式、合唱コンクール、東葛駅伝)
	17	卒業生贈答品費	100,000	107,160	△ 7,160	卒業生記念品、通信費
		小計	1,970,000	2,825,307	△ 855,307	
	18	予備費	10,055	50	10,005	
		合計	3,230,055	3,677,585	△ 447,530	

実収入額3,998,534円-支出額3,677,585円=残高320,949円。

よって、本年度の残高320,949円を次年度に繰越いたします。

令和5年度 積立金残高報告

周年事業積立金

運営費項目の「周年事業費」は前年度残高 2,408,275 円に当年予算額の 100,000 円を加え、令和6年3月29日現在 2,508,275 円です。

生徒活動積立金

協力費項目の「生徒活動奨励費」は当該内規第6条により残高を積み立て、予算額より支出が上回る場合には補充に充てることになっています。規約により本年度予算 1,770,000 円に対して 2,627,379 円を支出しましたので、前年度残高 2,311,173 円から今年度不足分 857,379 円を振替えました。

令和6年3月29日現在 1,453,794 円です。


会計監査報告

令和5年度10月の中間会計監査並びに3月の年度末会計監査の結果、収入収支ともに適正であり、諸帳簿・領収書等も整理されており、厳正かつ適正に処理されていることを報告いたします。

令和6年3月29日

令和5年度会計監査

戸邊隆子 

後藤貴子 

令和6年度PTA役員候補者名簿

推薦委員長 松本 そのみ

役 職	氏 名
会 長	石 橋 大 輔
副 会 長	中 本 裕 美 子
副 会 長	平 川 ル ミ
書 記	瀬 下 奈 月
書 記	半 谷 瑞 恵
書 記	教 務 主 任
会 計	高 山 典 子
会 計	加 藤 倫 子
会 計	教 頭
会 計 監 査	後 藤 貴 子
会 計 監 査	岸 上 奈 々 子

令和 6 年度 酒井根中学校 P T A 会費予算書 (案)

1. 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	摘 要
保 護 者 会 費	2,520,000	350 円×600 世帯×12 カ月
教 員 会 費	147,000	350 円×35 人×12 カ月
前年度繰越金	320,949	
合 計	2,987,949	

2. 支出の部

(単位：円)

	NO	項 目	予 算 額	摘 要
運 営 費	1	消 耗 品 費	30,000	事務用品、備品
	2	出張交通費	30,000	研修会等の参加交通費
	3	慶 弔 費	80,000	見舞い、慶弔、餞別等
	4	渉 外 費	80,000	対外行事参加費
	5	負 担 金	100,000	市 P 連負担金
	6	保 険 料	90,000	団体傷害保険料、個人情報補償
	7	周年事業費	100,000	創立・周年事業積立
	8	事務運営費	100,000	印刷紙トナー、印刷機保守点検費
		小 計	610,000	
活 動 費	9	研 修 費	10,000	対外行事研修参加費等
	10	学年委員会費	10,000	学年活動費
	11	広 報 部 費	380,000	広報誌発行等の活動費
	12	厚生体育部費	165,000	スポーツ大会等の活動費 種苗、花壇整備等美化活動費
	13	校外生活部費	8,000	校外指導等の活動費
			小 計	573,000
協 力 費	14	生徒活動奨励費	1,350,000	部活動各種大会参加/費、東葛駅 伝、総合学習等補助
	15	行事協力費	110,000	学校行事補助(卒入学式花代、合唱 コンクール等)
	16	卒業生贈答品費	120,000	卒業生記念品等
			小 計	1,580,000
		予 備 費	14,949	
		合 計	2,777,979	

*収入予算合計額との差額について：正式な会員数が確定できない為、
支出の部を保護者会費（世帯数 600）に対し（暫定数 550）で算出しています。

令和6年度活動計画（案）

1. P T A活動の目的

P T A活動の目的は保護者と教師が協力して、子供達の健全な成長を図っていくことにあります。現在はコミュニティスクール構想下での学校運営となっており、保護者・学校・地域の協働が必須となっております。お互いが理解しあって連携を密にしていく事で構築される相互関係が重要です。

子供達の健やかな成長の為に活動することは必須とし、P T A活動に参加することにより子供に関する情報が得られ、学べることで私達親の自己成長の場となるよう努めます。

2. 本年度の活動テーマと重点施策

(1) 活動テーマ

大きく、豊かに、たくましい子どもの育成をめざし、
柔軟かつ効果的なP T A活動を進めよう。

(2) 重点施策

- ◇学校・家庭・地域の協働を推進し、「家庭」「地域」の教育力の向上を図り、教育上の今日的課題の解決及び未来の仕組み作りを推進していきます。
- ◇ 研修活動の充実を図っていきます。
- ◇ 地域団体・関連機関との連携を一層密にしていきます。

3. 各部会の活動目標

学 年 委 員 会	学級懇談会や学年委員会・学年合同委員会を通して、教員と保護者の相互理解と連携を深める。とくに3学年委員会では、子どもの進路にかかわる取り組みを進める。
広 報 部	広報紙「境嶺（さかいね）」を発行して、広報活動を進める。
厚 生 体 育 部	学校の教育環境を整備し、その美化に努める。 体育祭への参加・協力や各種のスポーツ大会への参加を通して、会員相互の親睦交流を図る。
校 外 生 活 部	校外指導（パトロール）の実施や四校会議を通して、地域の教育環境の保全に努める。また、学校行事における保護者の来校に関して、駐輪場の整備等を行う。

4. 地域関係機関との協力

柏 市 P T A 連 絡 協 議 会（市 P 連）	柏市立幼小中学校PTA相互の連絡及び共通課題の研究を進め、相互提携して柏市立幼小中学校及びPTAの発展に寄与する。
酒 井 根 地 区 P T A 四 校 連 絡 協 議 会	酒井根地区小学校三校と情報を共有・協議し、より良いPTAを目指し実践する。
酒 井 根 地 区 青 少 年 健 全 育 成 推 進 協 議 会（青少協）	酒井根地区の町会・各PTA・学校・子供会・民生主任児童委員・補導委員・青少年相談員等のメンバーで連絡調整を行い、研修や音楽の集いを通して地域ぐるみの青少年健全育成運動を推進し、青少年の非行防止と健全なる育成を図る。
少 年 補 導 委 員	青少年を取り巻く地域の実態を把握し、非行化防止・有害環境の浄化活動を図り、柏駅周辺の定例街頭補導・地区パトロール等を行う。
青 少 年 相 談 員	青少年が人や自然との触れ合いを深め、感動を分けあえるような機会を提供できるよう創意工夫し、オーバーナイトハイク等の活動を通して子どもたちの健全なる育成を図る。

運 営 委 員（各学年）

役員名	選 出	内 容	備 考
学 年 委 員	各学年 6名程度	学年委員会の運営	学年委員長・副委員長を互選
広 報 部 員	各学年 6名程度	広報部会の運営 広報『境嶺』発行等	広報部の部長・副部長を互選
厚生体育部員	各学年 6名程度	厚生体育部会の運営 花造りや花壇の管理	厚生体育部の部長・副部長を互選
校外生活部員	各学年 6名程度	夏祭りパトロール 「こども110」や 危険箇所の確認	校外生活部の部長・副部長を互選

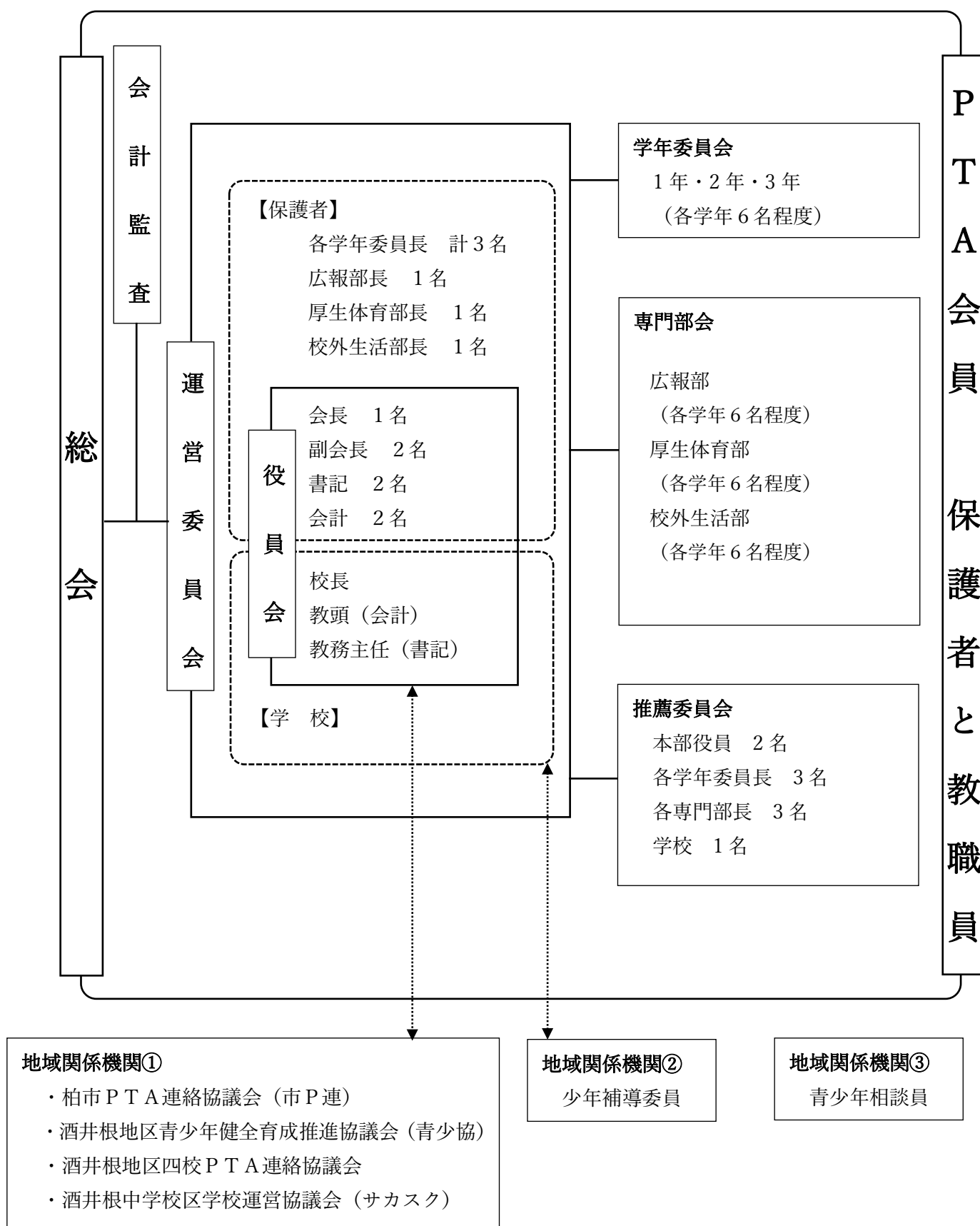
※ 必要に応じて、PTA行事への協力をお願いする場合があります。

活動ボランティア（全会員）

本校PTAはどなたでも気軽に活動に参加できるようボランティアの募集を行っています。役員、委員以外の方についても1年間のPTA活動において、ボランティア活動に参加・協力をお願いいたします。

※ ボランティアの活動内容は、年度によって異なります。

酒井根中学校 P T A 組織構成図 (令和 6 年度)



P T A 会 則

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は酒井根中学校PTAと称し、事務所を酒井根中学校内に置く、任意加入の社会教育団体である。

第2章 目 的

第2条 本会は保護者と教職員が協力して、酒井根中学校教育の振興をはかり、生徒の福祉を増進し、会員相互の理解と研修を進める。

第3章 活動及び主旨

第3条 本会はその目的達成のために家族と学校の緊密な連絡のもとに次のような活動をする。

1. 生徒の教育環境をととのえる。
2. 生徒の生活環境をととのえる。
3. 生徒の校外生活を指導する。
4. 会員相互の理解を深め、向上をはかる。
5. この地域の社会教育の振興を助ける。
6. その他、本会の目的を達成するために必要な活動をする。

第4条 本会は次の主旨に則り前条の活動をする。

1. 教育の本旨とする民主的な教育団体としての本義を守る。
2. 特定の政党、宗教に偏らない。
3. 営利のみを目的とする行為はしない。
4. 学校の人事、管理に干渉しない。

第4章 会 員

第5条 本会は次の会員で組織される。

1. 本校に在学する生徒の父母、またはこれに代わる者（以下、保護者という）。
2. 本校に勤務する教職員。
3. 入会については、入学・着任をもって仮登録とし、2週間以内に非入会の申し出がない場合は本入会とする。
4. 退会については、退会の意を書面提出することにより退会とする。様式は不問。

第6条 会員は会費を納めるものとする。但し、特定の事情がある会員に対しては会費を減免することができる。

第7条 会員は本会に対し公正な権利を有す。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員をおく。

会長 1名
副会長 2名
書記 3名（うち1名は教職員）
会計 3名（うち1名は教職員）
会計監査 2名

第9条 役員の選出方法については細則で定める。役員の任期は1年とし、選出の際は総会の承認を得なければならない。但し、再任を妨げない。

第10条 役員の任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその職務を代行する。
3. 書記は総会及び運営委員会の開催準備ならびに議事の記録、本会活動に関する重要な事項の記録、関係文書の作成・配布・保管にあたる。
4. 会計は総会が決定した予算に基づく一切の会計事務、会計監査を経て総会において決算報告をする。その他本会の財産管理にあたる。
5. 会計監査は必要に応じ随時会計監査を行い、予算運用の適否を総会に報告する。
6. 学校長は学校経営の立場から、必要に応じて会議に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 計

第11条 本会の経費は会費、その他の収入及び寄付によってまかなわれる。会費は一世帯につき月額350円とする。

第12条 本会の経理は総会で議決された予算に基づいて行なわれる。

第13条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され、承認を得なければならない。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 機 関

第15条 本会に次の機関をおく。

総会・運営委員会・役員会
学年委員会・専門部会

第16条 総会は本会の最高議決機関であって全会員をもって構成する。

第17条 総会は次の事項を審議決定する。

1. 役員の選出
2. 年度決算の承認
3. 年度予算の議決
4. 会則の改正
5. その他重要事項の審議ならびに議決

第18条 総会は定期総会と臨時総会のふたつとし、会長がこれを召集する。

1. 定期総会は原則として、毎年4月に開く。
2. 臨時総会は運営委員会が必要と認めるとき、または会員の3分の1以上の要求があったとき開く。

第19条 総会は会員の4分の1以上の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数の同意を必要とする。可否同数のときは議長が決する。但し、出席は委任状をもって代えることができる。

第20条 役員会は会長、副会長、書記、会計及び校長、教頭、をもって構成する。役員は総会、運営委員会等の招集、議案の提示、その他の本会の活動に必要と思われる事項について協議する。重要事項について審議決定し、運営委員会に周知する。

第21条 学年委員会は学年委員長、副委員長の選出及び学年PTAの運営にあたる。

第22条 運営委員会は会長、副会長、会計、書記と各専門部長、学年委員長及び校長、教頭、教務主任をもって構成し、総会の決定に基づき一般の会務及び緊急事項について協議する。

第23条 運営委員会は次の専門部を設け、必要に応じて特別委員会を設けることができる。

1. 広報部
会報の発行、その他の広報活動。
2. 厚生体育部
体育祭参加・協力、バレーボール大会等レクリエーション。学校内の設備の充実改善に関する事。
3. 校外生活部
生徒の校外指導、地区懇談会の推進。

第24条 校外生活部には必要に応じて次の支部をおく。酒井根1、酒井根2、酒井根3、東山・西山、光ヶ丘、中原、南増尾の各支部。

1. 支部は支部の全会員で組織し、支部長、副支部長の選出及び本会の目的達成に必用な活動を行なう。
2. 支部相互の連携を蜜にするために支部長、副支部長会を設け代表者を互選する。

第25条 運営委員会は年間6回以上開催し、専門部会は必要に応じて開く。

第8章 附 則

第26条 本会の運営ならびに活動についての細則は、この会則に反しない限り運営委員会の議決を経て定める。

第27条 この会則は総会の出席者3分の2以上の同意がなければ改正することができない。

第28条 この会則は昭和53年4月1日より実施する。

- ※ 昭和58年4月30日 第24条「南増尾」挿入。
- ※ 昭和60年4月20日 第24条「公団1・公団2・公団3」を「光ヶ丘公団」と改正する。
- ※ 昭和61年4月19日 第23条、第24条の「校外指導部」を「校外生活部」と改正する。第23条、第24条の「支部長」の次に「副

支部長」を挿入。「わらびが丘」を削除。

※ 昭和63年4月16日 会則第9条に基づくPTA役員選出に関する細則の第2条を改正する。第3条以下については「指名委員」を「推薦委員」と改正する。

※ 平成5年4月17日 第24条「南増尾」を「南増尾1、南増尾2」と改正する。

※ 平成5年4月17日 第2条、第5条「父母」を「保護者」と改正する。

※ 平成8年4月20日 第11条「会費、月額200円」を「会費、月額250円」と改正する。

※ 平成8年4月20日 第24条「南増尾1、南増尾2」を「南増尾」に改正し、「青葉台」を挿入。

※ 平成12年5月1日 第24条「酒井根1、酒井根2」の一部の地区の住居表示を変更する。

※ 平成17年4月22日 第11条「会費、月額250円」を「会費、月額350円」と改正する。

※ 平成18年4月21日 PTA役員選出に関する細則 第2条「推薦委員会は各学年より2名、運営委員から3名」を「運営委員会の本部役員より2名、学年部長、各専門部長より7名」と改正する。

※ 平成26年4月18日 第24条「酒井根東」と「松野台」を統合し「酒井根3」と改正する。また、酒井根2、西山の境界を変更する。

※ 平成29年4月21日 第24条「光ヶ丘公団」を「光ヶ丘団地」と改正する。また、「光ヶ丘団地」の住居表示及び境界を変更する。

※ 平成30年1月13日 第23条「文化部」を削除し役員選出に関する細則（第2条）を改正する。

※ 令和2年4月1日 第24条「酒井根2」に青葉台2丁目を統合する。「南増尾」に青葉台1丁目を統合する。また、「東山」「西山」「光ヶ丘中部」「光ヶ丘団地」の境界を変更し、「東山・西山」「光ヶ丘」と改正する。

※ 令和4年4月28日 第25条運営委員会は「毎月1回以上開催」を「年間6回以上開催」と改正する。

※ 令和6年3月27日 第27条に基づき会則を改定。第1条に「任意加入の社会教育団体」を加える。第5条に3、4項を追加。第20条に重要事項に関する内容を追加。

第24条に「必要に応じて」を追加する。

第29条 昭和62年4月16日 会員に関する慶弔の細則を定める。会員の慶弔については細則に基づいて実施する。

※ 平成3年4月6日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

※ 平成15年4月18日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

※ 平成16年4月26日 生徒活動奨励費の運用についての内規を改正する。

※ 令和2年4月24日 会員に関する慶弔の細則を改正する。

第30条 令和2年10月1日 個人情報取扱規則（細則）を定める。会員の個人情報取扱いについては細則に基づいて実施する。

細則 および 内規

PTA役員選出に関する細則

第1条 この細則はPTA会則9条に基づき、PTA役員

の選出について必要な事項を定める。役員

の選出については推薦委員会を設ける。推薦

委員会は運営委員会の本部役員から2名、学年部

長、各専門部長より6名、学校側より1名、計9

名で構成する。

第2条 推薦委員会は推薦委員の互選により正副委員長各

1名を選出する。

第3条 推薦委員会は次のことを行なう。

1. 会員から推薦された役員候補者または役員として適任者を人選する。

2. 役員候補者を総会に先立って運営委員会に報告し、全会員に通知する。

3. 候補者について総会に提案する。

4. 推薦委員が役員候補者に推薦された場合は、運営委員会にはかり、その任務を解き新たに推薦委員を充足することができる。

第5条 推薦委員の任期は委員会の結成されたときから、

総会において新役員が選出されるまでとする。

PTA会員に関する慶弔の細則

1 教職員の慶弔

(1) 本人及び配偶者・親・子の不幸

5,000円

(2) 本人の2週間以上の入院

5,000円

2 PTA会員及び生徒の慶弔

(1) 生徒の不幸

10,000円
(花輪も添える)

(2) PTA会員の不幸

5,000円

(3) 生徒の2週間以上の入院

5,000円

3 教職員の転出に際しての餞別

(1) 花束または記念品

4 その他

(1) 災害や特別の事情が発生した場合は、運営委員

会の決議によって処理する。また緊急の場合は役員で処理し運営委員会に報告する。

(2) 慶弔に関する返礼は行なわない事にする。

(3) 慶弔に対する学年、学級単位での金品の贈与は当該学年、学級で検討する。

(4) 運営委員会の承認を得られれば、この限りではない。

生徒活動奨励費の運用についての内規

第1条 (内規の目的)

この内規は生徒活動のうち、生徒活動奨励費をもって助成する対象及びその助成の内容について必要事項を定める。

第2条 (助成の対象となる活動)

(1) 小・中体連等の主催する県大会以上の大会に助成を行なう。

(2) 総合的学習に関する助成を行なう。

第3条 (助成の対象者)

生徒活動奨励費をもって助成する対象人数は、主催団体が提出要求する補欠も含めた1チームの登録人数とする。但し、個人の場合は出場者当人のみ、吹奏楽、合唱等は出場者全員とする。

第4条 (助成の内容)

(1) 生徒活動奨励費をもって助成する内容は、大会費全額、交通費、宿泊費等の総額の2分の1とする。但し、特別な場合は運営委員会の議を経て決定する。

(2) 総合的学習についての助成金は学校との話し合いにより決定する。

第5条 (支給の原則)

県大会・関東大会以上の大会は、大会終了後所定の手続きに基づき請求する。但し、特別な場合はこの限りではない。

第6条 (生徒活動奨励費残高の積み立て)

生徒活動奨励費による助成の対象となる大会への出場は年度により異なり、予算を上回る支出となることも予想される。このため、当該勘定科目に残高の出た年度にあつては、これを別途積み立て次年度以降の生徒活動奨励費の補充にあてるものとする。尚、本積立金の支出に当たっては運営委員会の議を経て会長が行なう。

柏市立酒井根中学校PTA個人情報取扱規則（細則）

（目的）

第1条 柏市立酒井根中学校PTA（以下、「本会」という）が保有する個人情報の適正な取扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的にPTA役員名簿・会員名簿・行事などの記録や写真及びその他の個人情報データベース（以下、「個人情報データベース」という）の取扱いについて定めるものとする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法令を遵守すると共に、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者）

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

（取扱者）

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・各専門部長・学年委員長とする。

（秘密保持義務）

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、また不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

（収集方法）

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。

（周知）

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙、学校ホームページ等で会員に周知する。

（利用）

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) PTA会費の集金業務、管理業務
- (2) 文書の送付
- (3) 役員・会員・専門部員・協力員の一覧表の作成
- (4) 委員等の選出、並びに本部役員等の推薦活動
- (5) PTAの発行する紙面、または学校ホームページへの掲載
- (6) PTA活動・業務上の連絡

（利用目的による制限）

第9条 本会はあらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

（管理）

第10条 個人情報は管理者又は取扱者が保管するものとし、適正に管理する。また、不要となった個人情報は管理者立ち合いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

（保管及び持ち出し等）

第11条 個人情報データベース、個人データベースを取り扱う電子機器については、ウイルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付を含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うものとする。

（第三者提供の制限）

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体、または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要な場合
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令を定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（第三者提供に係る記録の作成等）

第13条 本会は、個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨（第三者提供を受ける際の確認等）

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

（情報の開示）

第15条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

（漏えい時等の対応）

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、ただちに管理者に報告する。

（研修）

第17条 本会は、役員・専門部員・学年委員・会員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

（苦情の処理）

第18条 本会は、個人情報の取扱いに関する苦情に適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

（改正）

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、役員会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和2年10月1日より施行する。

『PTA団体総合補償制度』について

1. 制度の内容

父母、教師、児童生徒がPTA行事参加中にケガをした場合に見舞金を給付する「傷害見舞金」とPTA行事中に法律上の損害賠償責任を負った場合に見舞金を給付する「賠償見舞金」をセットにしたものです。

2. 対象となる主な事故

☆ 傷害見舞金

PTAの管理下（集合から解散まで）および往復途上において父母会員、教師会員および児童生徒が急激、偶然、外来の事故（細菌性食中毒を含む）により身体に傷害を被った場合に見舞金を給付します。

☆ 賠償見舞金

PTA管理下において生じた次の事故につき、PTAが法律上その損害を補償しなければならない場合に、それによって被る損害について見舞金を給付します。

- ◇ 活動中に他人にケガをさせたり死亡させたり、他人の財物を壊したとき（活動危険）
- ◇ 第三者から借用したスポーツ用具その他の財物を行事中に壊したり紛失したり、盗まれたとき（保管物危険）

3. 見舞金の種類と金額

※保険料は1会員あたり年額90円(令和6年度)

傷害見舞金（保険金額、入院日額は1名あたり）					
死亡・後遺傷害	235万円	入院	3,000円	通院	1,500円
賠償見舞金	支払い限度額				自己負担額
活動危険	対人 1名につき	5,000万円		1,000円	
	1事故につき	3億円			
保管物危険	対物 1事故につき	500万円		1,000円	
	支払対象期間通算	10万円			
提供飲食物危険	1名・1事故につき	1,000万円		活動に伴う賠償責任と同額	
法律相談	弁護士費用 1事故につき	100万円		1,000円	
	支払対象期間通算	1億円			